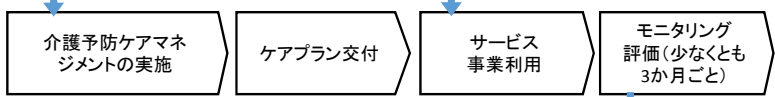
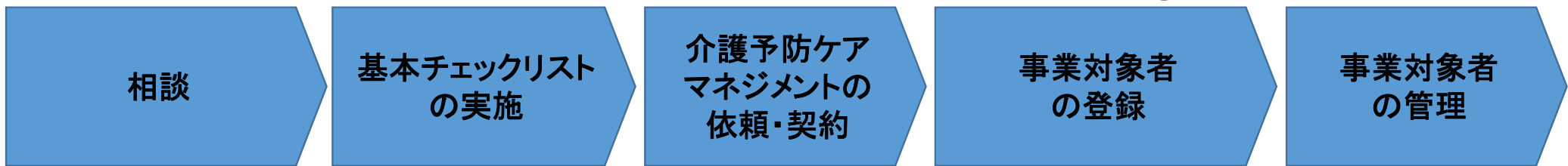


総合事業サービスの利用手続きの流れ①

参考資料



利用希望者	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用相談者 本人・家族・民生委員等 誰でも相談が可能 ● 「受付・連絡シート」は 相談者が記入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本チェックリストの記入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人来所記入が原則 ・ 本人来所困難な場合, 家族来所や電話聴き取り, 訪問対応も可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防ケアマネジメント依頼届出書の記入 ● 介護予防ケアマネジメントの契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状態が変わった場合 ・ ケアプランを変更する場合
包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 「受付・連絡シート」の確認 ● 市からの情報提供者への対応 <ol style="list-style-type: none"> 1 利用希望者へ電話連絡 2 包括への来所日時の調整 <p>※ 「受付・連絡シート」様式は 市が新たに作成・配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本チェックリストの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ No1～25の記載内容確認 ・ ①～⑦の基準項目に該当 するかを確認 ⇒ 非該当の場合は一般介護 予防事業へ <p>※ 「基本チェックリスト」様式は市が新たに作成・配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防ケアマネジメント 依頼届出書・契約書の作成 ・ 利用者のサービス利用 希望やサービス導入まで の日程を確認・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係書類の提出(4点セット) <ol style="list-style-type: none"> ① 受付・連絡シート ② 基本チェックリスト ③ 介護予防ケアマネジメント依頼届出書 ④ 被保険者証(又は再交付申請) <p>【注】市への提出日＝事業対象者の判定日 ⇒市提出日からサービス利用が可能</p>
高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 「受付・連絡シート」の確認 ● 包括支援センターの案内 ⇒ 担当包括から来所日時の調整 の電話連絡が行くことを説明 ● 確認した「受付・連絡シート」を 包括にFAX(随時) 	<p>【注】市は基本チェックリストを 実施しない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係書類の窓口確認 ● 介護保険システム入力 ● 被保険者証の発行 ● 負担割合証の出力 ● お知らせ, 被保険者証・負担割合証を 本人に郵送(1週間) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出書類の窓口確認 ● 介護保険システム入力 ⇒ 非該当の場合 ● 被保険者証の発行 ● お知らせ, 被保険者証を 本人に郵送(1週間)

総合事業サービスの利用手続きの流れ②

事業対象者の管理

介護予防ケアマネジメントの実施

ケアプラン交付

サービス
事業利用

モニタリング
評価

モニタリング
評価

モニタリング
評価

利用希望者

- 包括支援センターからの勧奨を基に基本チェックリストを再度記入
- 結果非該当者は一般介護予防事業へ移行

【注】 事業対象者の登録は有効期間の定めがないため、少なくとも1年に1度は基本チェックリストを実施するとともに、ケアプランの実施状況を踏まえ、目標の達成状況を評価し、ケアプランの変更の必要性についてサービス担当者会議の開催により担当者から意見を求め、今後の方針を決定する。
＝事業対象者のケアプランの期間は最長1年

包括支援センター

- 市から送られた「勧奨一覧表」を基に担当する事業対象者の基本チェックリストを再度実施

- 基本チェックリストの結果を踏まえ、ケアプランの見直し

- 実施した基本チェックリストを市に提出(非該当者分も含む)
⇒ 非該当の場合は被保険者証を添付

高齢福祉課

- 基本チェックリストの実施勧奨
⇒ 基本チェックリストの最終提出日から1年を経過する事業対象者を記載した「勧奨一覧表」を作成し、担当の包括支援センターに送付(1年を経過する月の前々月を予定)

- 提出書類の窓口確認
- 介護保険システム入力
⇒ 非該当の場合
- 被保険者証の発行
- お知らせ、被保険者証を本人に郵送(1週間)